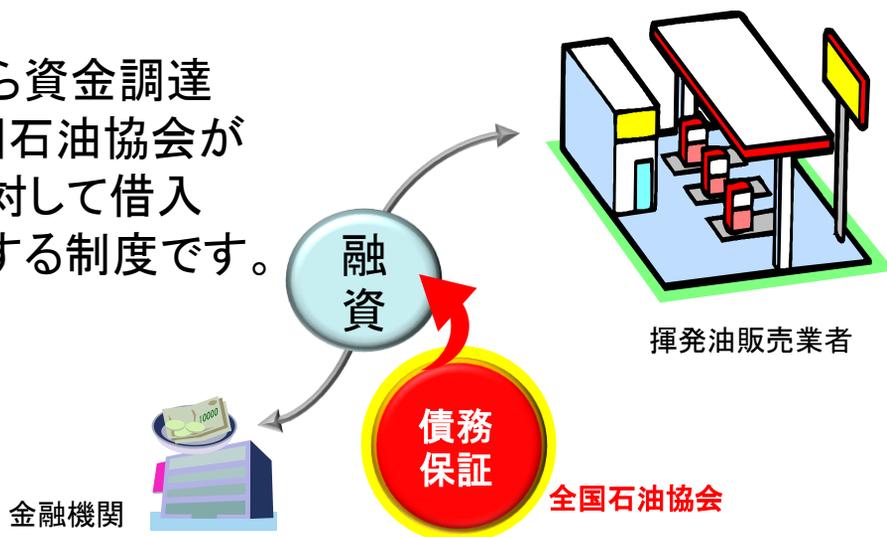


揮発油販売業者向け！

一般社団法人全国石油協会の 災害特別保証のご案内

全国石油協会では、東日本大震災で被害を受けた揮発油販売業者の皆様の経営をお手伝いするため「**災害特別保証**」を実施しています。

金融機関から資金調達する際、全国石油協会が金融機関に対して借入債務を保証する制度です。



災害特別保証の特長は？

1. **保証料は一般保証の3/4としています！**
2. **保証期間は7年、うち据置2年としています！**
つまり、今月借りて支払いは2年後からも可能です！
3. **保証人は代表者のみです！** 社長が署名・捺印するだけです。

* 保証を受けるには別途審査がございます。審査の結果によっては、御希望に添えない場合もございます。

詳しい制度内容については裏面をご覧ください。

石油協会ホームページ<http://www.sekiyu.or.jp>

災害特別保証の概要

対象者	特定被災区域（注）に運営する給油所を有する者、かつ、罹災証明書又は当該震災において被害があったことを証する書類（地方自治体が発行するもの）を必ず提出。 * 但し、被災3県（岩手県、宮城県、福島県）については、上記証明書類の提出は不要。
実施期間	平成29年6月9日まで
資金使途	運転資金
借入限度額	給油所を1カ所運営している者は、2,000万円まで 給油所を2カ所以上運営している者は、4,000万円まで ※但し、月商の2倍が上限
保証割合	100%
保証料	石油協会へ別途支払い 直接的な震災被害があった先については、0.4% その他の先は、0.6%
保証期間	7年以内、うち据置は2年以内
返済方法	元金均等返済

（注）特定被災区域については、内閣府 防災情報のページをご覧ください。

<http://www.bousai.go.jp/2011daishinsai/2011jyosei-tokutei.html>

利用頂くためには出捐口（保証利用権、1口5万円）が必要となります。

例）2,000万円借入れる場合には、 $2,000万円 \div (5万円 \times 100倍) = 4口$ 必要となります。

お申し込み及び出捐口に対する相談（利用承諾（他の所有者からの借用）や購入）、などに関するお問い合わせは下記の石油組合までお気軽にお問い合わせ下さい！

青森県石油商業協同組合	017-722-1400	茨城県石油業協同組合	029-224-2421
岩手県石油商業協同組合	019-622-9528	千葉県石油協同組合	043-246-5225
宮城県石油商業協同組合	022-265-1501		
福島県石油業協同組合	024-546-6252		
栃木県石油協同組合	028-622-0435	一般社団法人全国石油協会	03-5251-0460